環境省
Ministry of the Environment

マイクロチップの装着等の義務化に係る制度説明

令和５年３月１日

環境省 動物愛護管理室

目次

１．マイクロチップ制度とは

２．「狂犬病予防法の特例」について

３．令和４年６月に改正施行された動物愛護管理法施行規則の解説

- マイクロチップの装着やマイクロチップ装着証明書の発行について

４．令和５年６月に改正施行される動物愛護管理法施行規則の解説

- 獣医師への情報提供（システム検索）について

1. マイクロチップ制度とは

はじめに

環境省のマイクロチップ登録制度は、民間登録事業者が実施している登録事業とは異なります。

↓

環境大臣の登録事務を担う指定登録機関に公益社団法人日本獣医師会が指定されました。

↓

公益社団法人日本獣医師会が民間登録事業として実施しているＡＩＰＯ事業とは異なります。

↓

国による新たな登録制度

マイクロチップ（MC）の装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化
※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知
○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

○環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
○環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

マイクロチップの登録状況（令和５年１月31日時点）

	犬	猫	合計
登録件数	428,836	179,771	608,607※
変更登録件数	358,011	114,295	472,306
登録事項 変更件数	219,090	65,895	284,985
登録証明書 再交付件数	4,140	1,962	6,102
死亡等届出件数	1,541	751	2,292

※　移行登録件数（152,774）を含む。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）

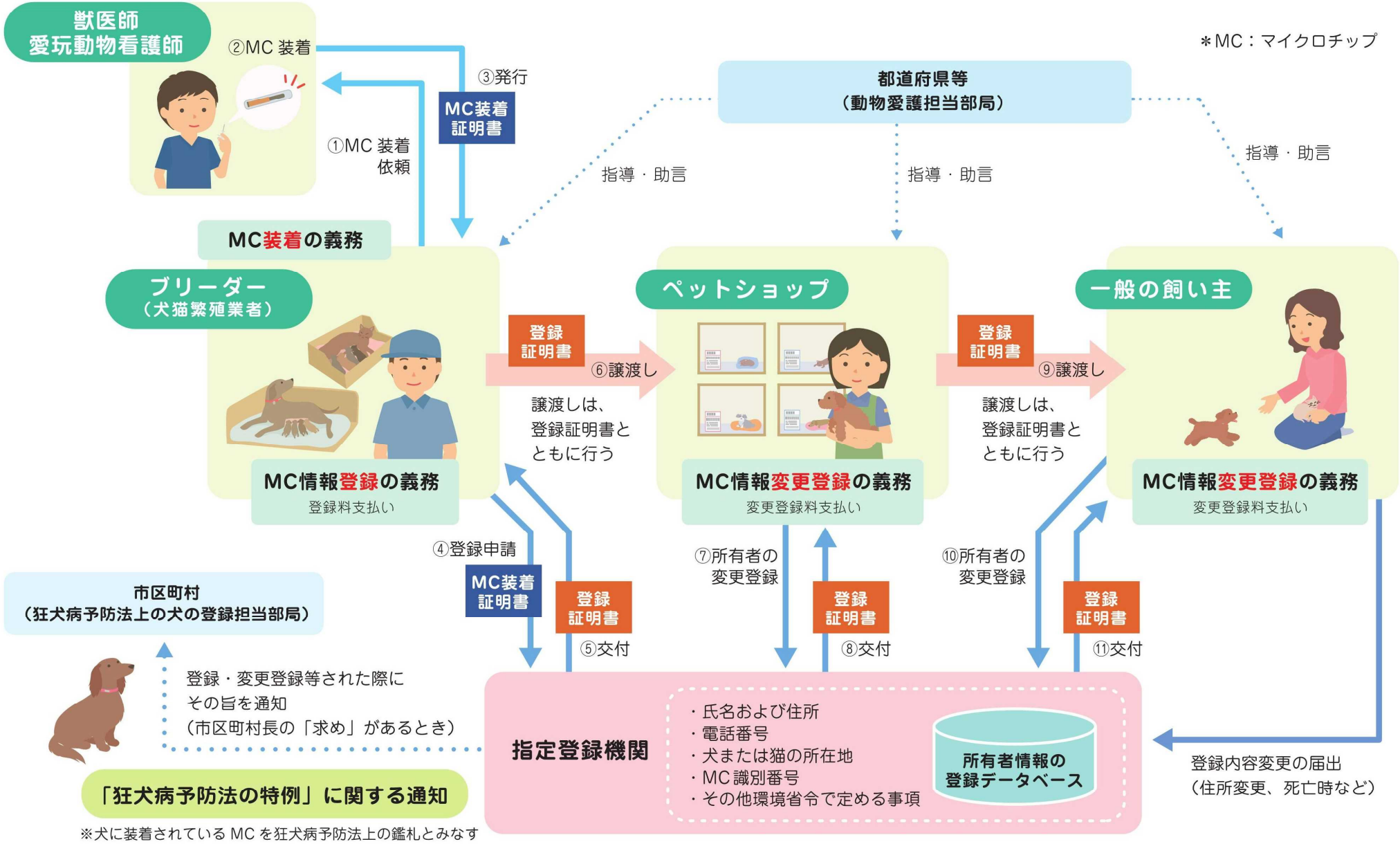

- **犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。**
- **MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。**

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

登録証明書

様式第24（第21条の7第3項関係）

第　　号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律 第39条の5第1項の登録 / 第39条の6第1項の変更登録 をする。

よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

登録日：　　年　　月　　日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	☑犬　□猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年　月　日
07. 犬又は猫の性別	□雄(オス)　☑雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。

登録内容の更新は、こちらより行ってください。

https://reg.mc.env.go.jp/

お問い合わせ先
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

備考：この登録証明書の用紙が大きさは、日本産業規格A4とすること。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html#Q7

犬と猫のマイクロチップ情報登録（トップページ）

https://reg.mc.env.go.jp/

普及啓発資料

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip/poster.pdf

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip/leaflet.pdf

２．「狂犬病予防法の特例」について

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）

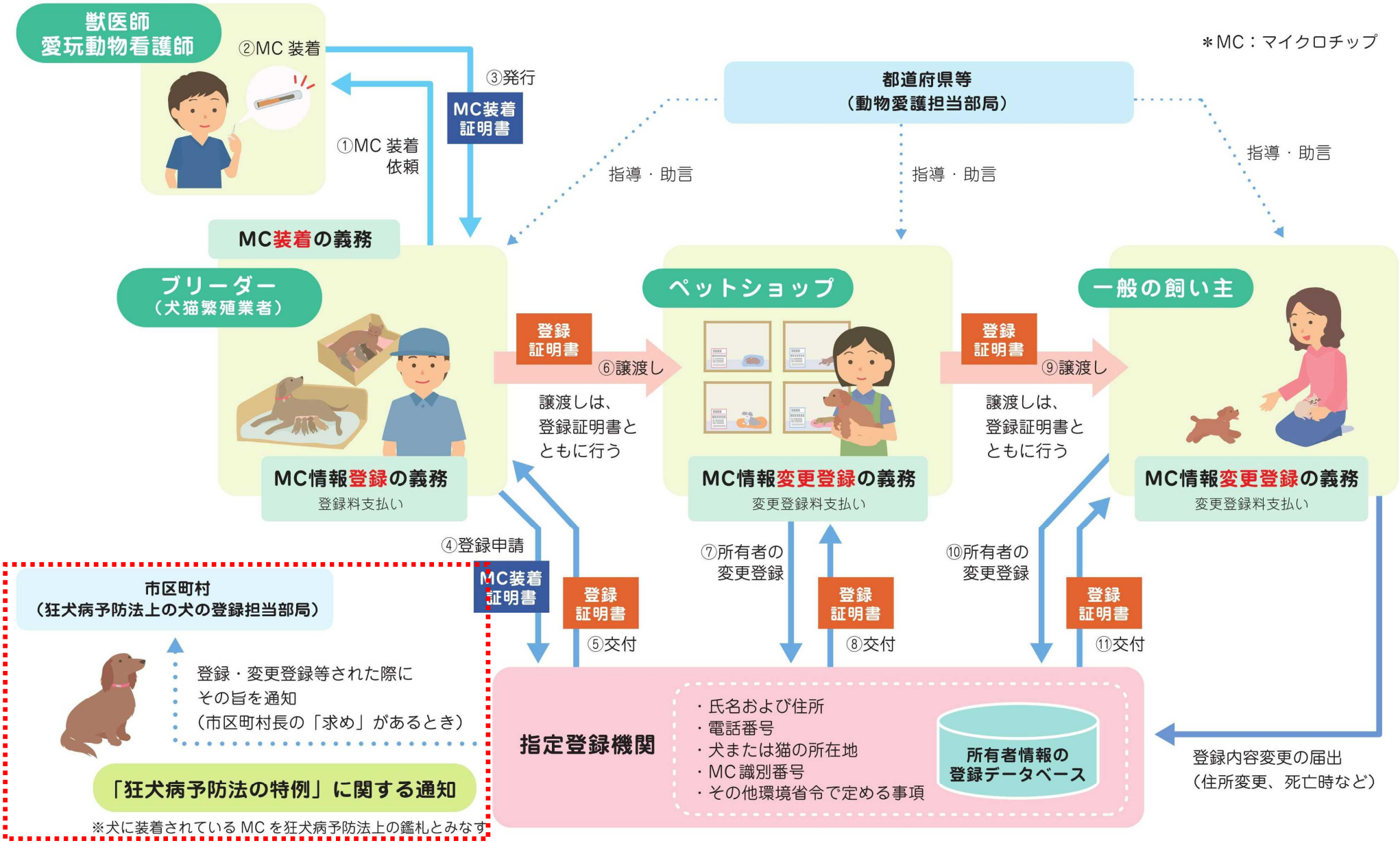

- **犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。**
- **MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。**

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

狂犬病予防法特例の概要

犬猫等販売業者
犬猫所有者

①動物病院等でマイクロチップの装着
⇒マイクロチップの識別番号が決定

獣医師

②指定登録機関の運用するデータベースに情報登録
（市区町村への狂犬病予防法の犬の登録情報を含む）

③指定登録機関へマイクロチップ登録に関する手数料納付

指定登録機関

所有者情報
登録データベース

データベース登録される情報
- 氏名及び住所
- 電話番号
- 犬又は猫の所在地
- マイクロチップ識別番号
- その他環境省令で定める事項

・指定登録機関でデータベースを管理

・犬の所有者からの登録情報に基づき
データベースに入力

ＩＤ
パスワード

事前に市区町村へ付与

④犬に関する登録情報のみメール通知（１日１回）
※市区町村の登録されたメールアドレスに通知

狂犬病予防法特例制度の参加市区町村
（狂犬病予防法の犬の登録担当部局）

⑤所定のＩＤとパスワードを用いてデータベースから登録情報の検索・取得（ＣＳＶデータのダウンロード）

⑥市区町村の管理する原簿（登録台帳）に登録情報を入力（ＣＳＶデータのアップロード）

⑦犬の所有者への登録等の確認連絡

※必要に応じて、各市区町村の手数料条例等に基づく手数料納付の案内

狂犬病予防法の特例に関する市区町村の【求め】の状況について（令和５年２月１日時点）

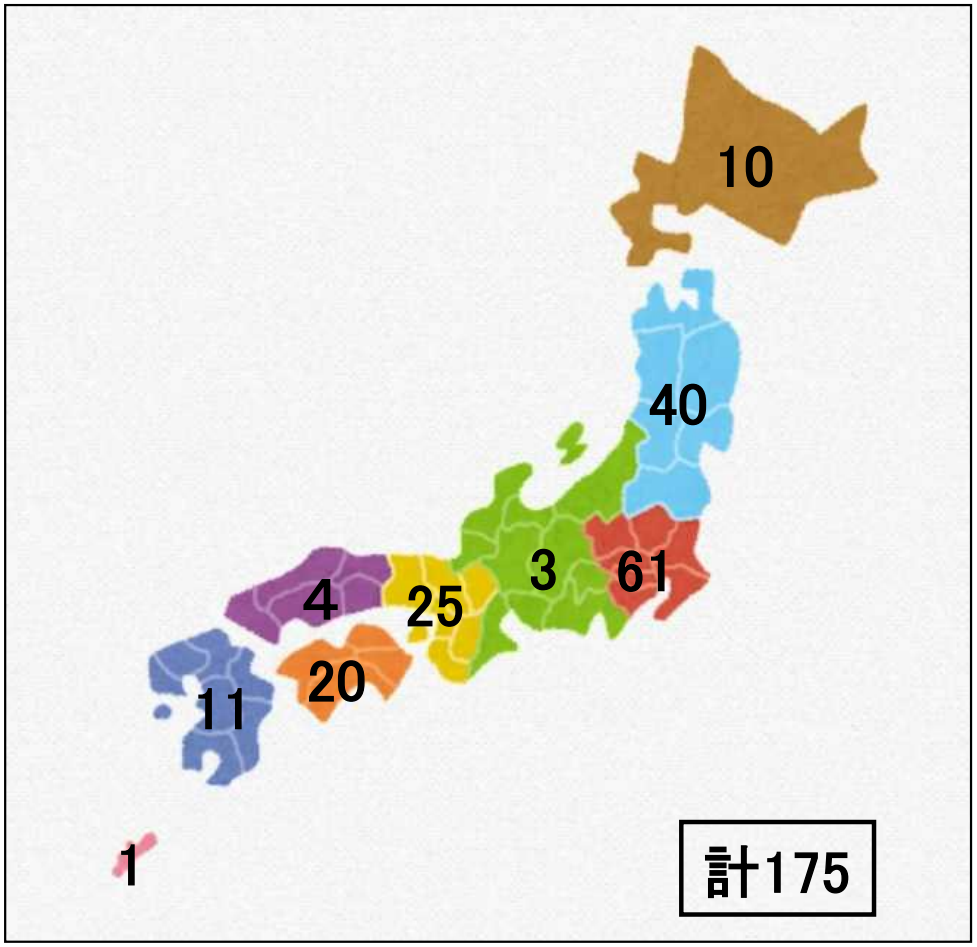

＜政令指定都市・中核市・特別区の状況＞

〇東北地方

・岩手県：盛岡市

〇関東地方

・千葉県：柏市

・東京都：目黒区除く22区、八王子市

・神奈川県：川崎市

〇近畿地方

・京都府：京都市

・大阪府：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、八尾市、東大阪市

・奈良県：奈良市

〇中国地方

・広島県：福山市

〇四国地方

・愛媛県：松山市

・高知県：高知市

・緑：政令指定都市（4）

・青：中核市（11）

・黄：特別区（22）

●【求め】をしている市町村

北海道　10　青森県　15　岩手県　14　宮城県　7　福島県　4　茨城県　2　埼玉県　4　千葉県　12

東京都　41　神奈川県　2　新潟県　1　石川県　1　静岡県　1　京都府　1　大阪府　12

奈良県　7　和歌山県　5　鳥取県　1　広島県　2　山口県　1　徳島県　2　愛媛県　7　高知県　11

福岡県　2　熊本県　7　鹿児島県　2　沖縄県　1

３．令和４年６月に改正施行された
動物愛護管理法施行規則の解説

犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（法第39条の２関係）

【マイクロチップを装着する者：獣医師、愛玩動物看護師】

＜法施行規則第21条の４第１項＞

・愛玩動物看護師・・・**診療の補助**として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができる。

↓

採血、投薬（経口など）、**マイクロチップ挿入**、カテーテルによる採尿など

診療の補助：愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。（愛玩動物看護師法第２条第２項抜粋）

【マイクロチップを装着する必要がない場合】

＜法施行規則第21条の４第３項第２号＞

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

例示
- ・マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき
- ・磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合

↓

その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

マイクロチップ装着証明書（法第39条の３関係）

【マイクロチップ装着証明書記載事項】

<法施行規則第21条の５第１項第９号>

マイクロチップを装着した施設名及び所在地（**診療施設**にあっては、獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する**開設の場所**）

↓

診療施設・動物愛護管理センターを想定

※イベント等や訪問診療で獣医師が勤務場所と異なる場所でマイクロチップを装着する場合

➡ **獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載する運用**

<法施行規則第21条の５第１項第11号>

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

①マイクロチップを装着した獣医師

②マイクロチップを装着した獣医師

③マイクロチップを装着した愛玩動物看護師

} にその装着の指示をした獣医師

<法施行規則第21条の５第４項>

- **マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、再発行ができない場合が想定される。**

⇒マイクロチップの装着を確認した獣医師によって発行される証明書（診断書等）を装着証明書とみなせる。

16

マイクロチップ装着証明書

様式第 22（第 21 条の５第２項関係）

年　月　日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の３第１項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1　マイクロチップの識別番号	
2　犬又は猫の名	
3　犬又は猫の別	□犬　□猫
4　犬又は猫の品種	
5　犬又は猫の毛色	
6　犬又は猫の生年月日	年　月　日
7　犬又は猫の性別	□雄（オス）　□雌（メス）
8　２から７までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9　マイクロチップの装着日	年　月　日
10　マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する開設の場所）	〒
11　マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

<新規則第21条の５第１項第９号関係>

・診療施設

・動物愛護管理センター

※イベント等や訪問診療の場合

⇒装着した獣医師所属の診療施設

<新規則第21条の５第１項第11号関係>

① マイクロチップを装着した獣医師
② マイクロチップを装着した獣医師にその装着の指示をした獣医師
③ マイクロチップを装着した愛玩動物看護師にその装着の指示をした獣医師

※ 愛玩動物看護師の氏名は記載しない。

※注意

令和４年６月１日以降に犬猫にマイクロチップを装着した場合に使用できる証明書になる。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html#Q3

（参考例）マイクロチップ識別番号証明書（法施行規則第21条の５第４項関係）

年　　月　　日

マイクロチップ識別番号証明書（参考例）

下記の犬又は猫について、装着されているマイクロチップの識別番号を証明する。

確認年月日　　年　　月　　日

マイクロチップの識別番号

（マイクロチップ付属のバーコードシールをお持ちの場合は記入せずに貼ってください）

記

1　犬又は猫の名	
2　犬又は猫の別	□犬　　□猫
3　犬又は猫の品種	
4　犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
5　マイクロチップの装着を証明した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第１条第１項第３号に規定する開設の場所）	〒
6　マイクロチップの装着を証明した施設の電話番号	

マイクロチップの装着を証明した獣医師の氏名

獣医師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　当該（参考例）は、改正動物愛護管理法施行規則第21条の５第４項の「獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書」を発行する際の参考にしてください。

マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、マイクロチップ装着証明書の再発行を受けることができない場合が想定される。

このため、当該場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなせる規定を設けた。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip_qa.html#Q8

４．令和５年６月に改正施行される
動物愛護管理法施行規則の解説

動物愛護管理法施行規則の改正について：改正概要

①　マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の６）

○　健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるやむを得ない事由として、マイクロチップを取り外す。

⇒当該やむを得ない事由の消滅後速やかにマイクロチップを装着する。

マイクロチップの取り外し後の装着規定の追加

②　マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

○　負傷等した犬猫を発見した者は、その所有者が判明しているときには通報する。（努力義務）

⇒獣医師が負傷等した犬猫を発見した場合に、システムから登録情報を検索する。

動物病院等が所有者に通報するための獣医師への情報提供規定の追加

②　マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

● **第21条の11に「獣医師への情報提供」を追加規定する。**

背景・課題

- 民間登録団体のマイクロチップ登録事業を利用し、獣医師は動物病院に持ち込まれた犬猫を返還している実績がある。
- 自治体等が稼働していない休日や夜間の時間帯、緊急時等に負傷等した犬猫が動物病院に持ち込まれることがある。
- 法定登録制度では、獣医師への情報提供がされておらず、マイクロチップリーダーを配備していても、負傷等した犬猫の所有者に直ちに通報ができない。（治療の了承等を得ることができない。）

対応案

動物病院に持ち込まれた犬猫については、休日や夜間、緊急時等の自治体等が稼働していない時間帯であっても、動物病院の獣医師が犬猫の所有者に直ちに連絡することを可能とする。このため、環境大臣は、動物病院の獣医師に対し、犬猫の所有者に関する情報を提供することとする（獣医師による指定登録機関の登録データベースの検索を可能とする。）

＜改正概要：第21条の11（情報の提供）＞

環境大臣は、獣医療法に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び診療施設を管理する者（獣医師）に対し、負傷等した犬猫の所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行う。

※指定登録機関の登録データベースを利用する獣医師は、個人情報保護法に定める『個人情報取扱事業者』に該当し、同法に基づく各種義務（不適正な利用の禁止等）がかかる。

＜参考：法第36条第１項（負傷動物等の発見者の通報措置）＞

第三十六条　道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

所有者不明の犬猫の返還図（現状）

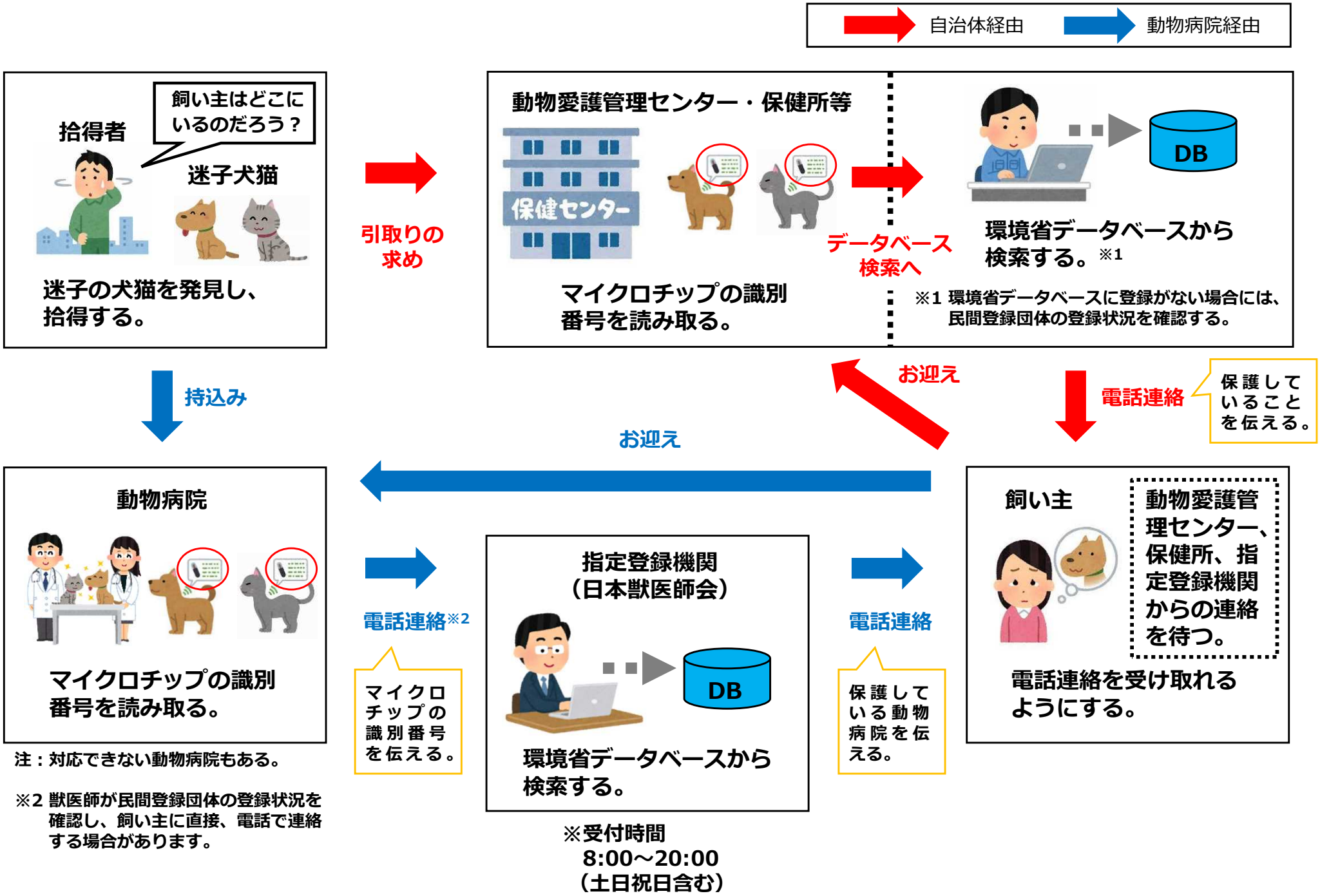

所有者不明の犬猫の返還図（改正後）

自治体経由　動物病院経由

拾得者

飼い主はどこにいるのだろう？

迷子犬猫

迷子の犬猫を発見し、拾得する。

引取りの求め

動物愛護管理センター・保健所等

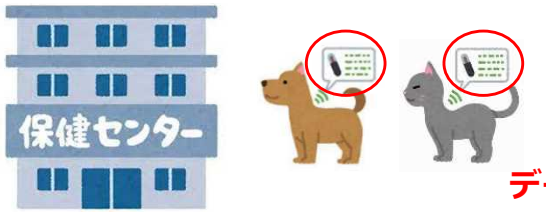

マイクロチップの識別番号を読み取る。

データベース検索へ

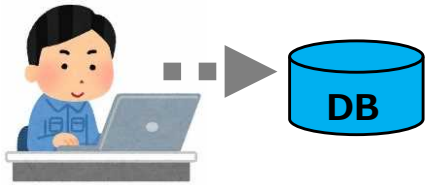

環境省データベースから検索する。※1

※1 環境省データベースに登録がない場合には、民間登録団体の登録状況を確認する。

持込み

動物病院

① マイクロチップの識別番号を読み取る。

② 環境省データベースから検索する。※2

注：対応できない動物病院もある。

※2 環境省データベースに登録がない場合には、民間登録団体の登録状況を確認する。

お迎え

電話連絡

保護していることを伝える。

お迎え

電話連絡

保護していることを伝える。

飼い主

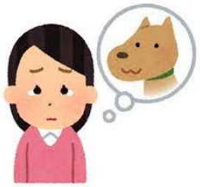

動物愛護管理センター、保健所、動物病院からの連絡を待つ。

電話連絡を受け取れるようにする。

ご清聴いただきありがとうございました。

新システムの操作方法やアカウント発行に関しては令和５年４月下旬頃より順次、指定登録機関から説明を行います。

本説明動画に関するご不明点はこちらのお問い合わせフォームまでお願いします。

https://reg.mc.env.go.jp/owner/inquiry/init